

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和元年9月5日（木） 16時00分～

場所：教育委員室

冒頭発言

- ・不祥事の根絶について（冒頭発言）

発表項目

- ・オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業のオリパラ教育推進校の決定について（発表）

質疑事項

- ・臨時労務員の逮捕について
- ・体罰事案について
- ・夏休み明けの生徒への対応について
- ・訴えの提起について

冒頭発言

9月3日に邸宅侵入容疑で亀山警察署に逮捕された被疑者の2名うち1名は、県立稲生高等学校に勤務する臨時労務員です。このため、本日、資料提供させていただきました。昨日、新聞で氏名が報道されたことから、亀山警察署に問い合わせ、確認できたものです。処分については、捜査の結果を待って対応してまいります。

それから、先日報道がありました、県立高等学校教諭による体罰、生徒引率中の県立高等学校教諭2名による飲酒は、教育公務員としてあってはならないものです。学校は生徒が安心して学べる場であるべきにもかかわらず、このような事案を起こしたことにつきましては、生徒、保護者の皆様にお詫びするとともに、県民の皆様の学校教育に対する信頼を損なうこととなり、重ねて心からお詫び申し上げます。

これまで懲戒処分に至らないものは公表を行ってきませんでした。しかし、児童生徒に直接影響が及ぶようなものについては、県民の皆様に公表していく必要があると考えており、検討をしているところでございます。

不祥事の根絶については、教育公務員としての基本を徹底させなければならないと考えておりました、校長から地道に教職員一人ひとりに語り伝え、教職員一人ひとりの自覚を促し、粘り強く不祥事根絶に取り組んでいきたいと考えております。

発表項目

それから、発表事項を一つ。オリパラの関係の事業でございます。スポーツ庁の事業であるオリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業を三重県が受託し、本県のオリパラ教育推進校が決定いたしました。

オリンピック・パラリンピック教育は、オリンピック・パラリンピックを題材としてスポーツの価値や効果の再認識を通じ、国際的な視野を持って世界の平和に向けて貢献できる人材を育成することを目的として実施するものです。

配布資料の2枚目、参考資料の右図をご覧ください。

スポーツ庁や、オリパラ教育全国中核拠点と定められた国内3つの大学のほか、関係団体で構成された全国コンソーシアムが結成されており、この事業全体の方向性を決めています。

三重県は早稲田大学と連携し、県内で広くオリパラ教育を実施するとともに、その成果を県内の公立小中学校・県立学校に発信する役割を担っております。

オリパラ教育推進校は、県内の公立小中学校・県立学校においてモデル的にオリパラ教育を実施する学校で、応募がありました県内の学校から7校を決定いたしました。7校については1枚目のプレス資料に記載のとおりでございます。

今後、10月から12月に三重県出身のオリンピックやパラリンピアンを講師に迎え、オリパラ教育推進校でオリパラを題材とした授業や競技体験を実施していただきます。なお、具体的な講師や開催日時については、現在調整中ですので、決定次第、発表させていただきます。

発表項目に関する質疑

○オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業のオリパラ教育推進校の決定について（発表）

（質）発表事項からお尋ねさせていただきます。オリパラ教育推進校7校ということですが、応募の学校数を教えていただけますか。

（答）いくつかから7校を選んだということですか。

（答 保健体育課）たくさん応募があるわけではございませんでした。応募もあったのですが、校長会であるとか、市町等教育委員会にも声をかけさせていただいて、そういった中で推薦もいただくという形で7校から手を挙げていただいたという状況でございます。資料をご覧くださいと分かるように、北から南まで、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校という風に広く配分させていただいたということになっています。

（質）質問の内容としては、応募の学校数と尋ねていますので7校ということよろしいでしょうか。

（答 保健体育課）7校です。

（質）今後、講師を呼ぶということで、具体的に講演を聞いていくとかだと思んですけど、それを聞いてもらってどういう風に行動してほしいとか、どういう取組を将来的に進めてほしいとか、ビジョンはありますか。

（答 保健体育課）まだ、想定段階ではありますが、例えば修学旅行の行程にパラリンピックの大会観戦を盛り込んだり、三重とこわか国体、三重とこわか大会でのボランティア活動に繋げていけないかと考えている学校もあるということでした。

（答）あとオリパラまで2年という期間になったんですけど、開催都市だけでなく各地域でムーブメントが必要だと思います。この事業を活用させてもらって、子どもたちの世代にも「オリンピックはこういうものなんだ」とか、「異文化を理解するのはこういうことなん

だ」ということを、実際にオリンピックに来てもらって、話を聞いて、広げていきたいということで、実施したいと考えています。

(質) そうすると、講師はオリンピック出場経験がある選手を想定しているということでもよろしいか。

(答) そのとおりです。まだ、ちょっと具体的な日程調整まではいっていないんですけど、三重県出身のオリンピック選手に来ていただけるという感触も得ております。発表の機会を楽しみにお待ちしておりますと考えております。

(質) なぜ、早稲田大学からノウハウをいただくということになったのかという詳細を教えてくださいませんか。

(答) 文科省から三重県は早稲田大学に指定されたということでもよろしいですか。

(答 保健体育課) はい。

(質) なぜなのかはどうお考えですか。

(答 保健体育課) なぜなのかについては、文科省から伺っておりません。

(質) 早稲田大学との連携を行っているのは三重県の他にもあるということでもよろしいでしょうか。

(答 保健体育課) 岩手県、埼玉県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、鳥取県、広島県、香川県、熊本県の10県と、札幌市、横浜市、静岡市、浜松市。あわせて14の県と市です。

(質) 早稲田大学はどのようなノウハウをもっているんですかね。

(答) 筑波大学、日体大、早稲田なので、早稲田は人間関係学部関係のノウハウですかね。

(答 保健体育課) 体育系の学部を持っている大学なので、そういったノウハウがあると思います。

(答) 受動態で大変失礼なんですけど、決められたとおりです。

(質) 学校の決定についても受動態というか、国の方針なんでしょうか。

(答) そんなことはないです。三重県としては今年度初めて取り組む事業で、公募しても、「ハイ、ハイ、ハイ」と手があがってくるものではないので、保健体育課の担当者が市町に行って、先ほど私が説明した考え方を説明して「じゃあ取り組みたい」ということでしたので、公募であり決定でありということです。趣旨が伝わった市教委から学校へ、その中で趣旨が伝わった学校が応募してくれて決定したというのが正直なところです。

(質) オリンピックまであと2年ということでしたよね。ここをモデルにして展開していきたいということだと思うんですが、2年間で展開というのはできるんですかね。オリンピック出場選手の講演ということであれば、学校に特定せず、色々な生徒児童に聞いてもらうことで広まるのかなと思のですが。あくまで、指定してモデルにして広げるという目的があるのでしょうか。

(答) 例えばモデルの学校にオリンピックに来てもらって授業として一緒に走ったりとか、仲間とオリンピックについて語り合うことで、授業を通じて共同体として大切さが分かると思うので、そういうことを各校でやっていったらどうでしょうかと。学校ごとに取り組んでいくのがスポーツ庁の方針でもあり、県教委もそれを賛同して手を挙げさせてもらって、学校も選ばせてもらったということです。

その他の項目に関する質疑

○臨時労務員の逮捕について

(質) 先ほど冒頭で発表のあった逮捕された臨時労務員の件で、経緯について確認したいのですが、新聞報道で知ったとのことですが。

(答) 新聞で報道され、名前を見た学校が県教育委員会へ報告し、そこで県教育委員会も姓名とも同じであることを初めて知りました。なので、同姓同名のこともあるし、住所なども分からないため、県教育委員会から亀山署に問い合わせを行い、稲生高校に勤務する臨時職員であることが分かりました。そういう経緯であります。

(質) これまでのケースでは、こういった事案については発表していなかったということですか。

(答) これまでは、この前も1件あったかと思いますが、「逮捕の時点でどこどこ学校の」という発表の仕方ばかりであったかと思いますが。今回の事案についてはそのような発表がなかったため、県警にも問い合わせをしたらそのことは掴んでいなかったということですが。あくまでも県立学校の勤務者ですので、責任を持ってうちの方から発表をしないといけないと思い、昨日確認をきちんとして、本日発表させていただくことになりました。昨日新聞報道があり1日詳細を確認して、たまたま本日が定例会見でしたが、もし定例会見がなかったとしても発表しなければいけない事項であったと思っています。

○体罰事案について

(質) この前の体罰のことを受けてのことですが、児童生徒に関する教育公務員の不祥事は公表していくという方針ということですが、一定のレベルがあると思うが、県教育委員会としてどのレベルから公表していくのか。

(答) 知事の記者会見でも、知事が教育委員会にきちんと言うと発言していましたが、具体的な内容については検討を進めているところです。

(質) 処分の内容は、いろいろあると思うが、どの程度から、例えば文書訓告以上とかも検討中ですか。

(答) どういう種別のもので、どういう内容ということも、過去からの事案も含めて一つひとつ事案をあたっているので、今ここでお答えすることは控えさせていただきたいと思っています。

(質) これまでよりは、明確に発表していくのですか。

(答) 子どもにあのような事案があり、子どもたちは本当に嫌な思いをしたということがありますので、そういうことを考えると公表すべき内容であったと思っています。今回のことをふまえて、次はどうしなければいけないかということを今考えているということです。

(質) 公表に向けて、検討しているということで良いのですか。

(答) 公表に向けて、どのような内容にするかを検討しているところです。

(質) それは公表に向けて、前向きに検討しているということでよろしいでしょうか。

(答) そのとおりです。

(質) これまでの公表基準を確認したいのですが。

(答) 地方公務員法上の懲戒処分にあたるものです。

(質) 具体的には、処分の何以上になるのですか。

(答 教職員課) 懲戒処分の重い方からですが、免職、停職、減給、戒告の4種類です。

(質) 戒告以上でよろしいか。

(答) そうです。

(質) これからは、もう少し幅広く公表していくのですか。

(答) 前向きに検討しているところです。

(質) それは、県教育委員会で判断できるものですか。戒告以上は発表しなければならないのは全国的な話ですが、それ以下のものについて発表するのはそれぞれの県教育委員会で判断できるものですか。

(答) 前向きに検討と申し上げましたが、各県の状況を教えていただいているのも事実でございます。ある県では、全部ではないが公表しているところもあるので、それらを含めて学習しているところです。いろいろなところとの調整も必要ではありますが、絶対していけないということではないし、絶対しなければならないということでもないと認識しています。

(質) 何か基準を作られるのですか。

(答) 事案ごとに背景とか、いろいろなものが違うため、基準という明確に線を引くことができるのかどうか、それらも検討しているところです。

(質) もし、決まった段階でどのように発表していくのですか。それを発表するのですか、しないのですか。

(答) こういうものを公表するということについての発表は、現段階では考えていません。事案ごとに異なるため、それについてももう少し研究させていただきたいと考えております。

(質) 例えば、年度内とか年内とか、目途はどうですか。

(答) 早いうちでないといけないと思います。ただ、まだいつまでにというのは決めておりません。

(質) 来年度以降まで幅をとるんですか。

(答) いやいや、年度内には、というかもっと年度内でも早いうち、早急にということのみんなで議論していますので。

(質) これはまた、一応まとまった段階で、「こんな基準になりました」ということは公表していただけるのでしょうか。

(答) 基準というのが明確に、「こういう場合は」というのが書けるかどうか、1行だけ書くだけかもわかりませんので、そこもちょっと今、どういう形でというのも全く、いろいろな事案を調べて、各県のを見て、それこそ文科省とかいろいろ問い合わせもしている最中ですので、どういうものを発表するかどうかというのは、発表するかどうかも含めて、前向きに検討させていただきたいと思います。

(質) 今回、体罰という事案だったと思うんですけど、県教委がそもそも定めている懲戒処分の指針だと、今回の体罰にあたるので、そうすると体罰っていうものは懲戒処分にするという指針を定められていると思うんですけど、そもそも今回、懲戒にはあたらない文書訓告だった、それはなぜなのでしょう。

(答 教職員課) 確かに指針にはそういう文が書いてあると思います。今回の事案には、70回の腕立てをさせたというところもあるんですけども、当然これが肉体的苦痛を与える体罰であるものの、いわゆる直接殴るとかいう、有形力の行使というものではないことから、事案の内容から総合的に判断して、懲戒処分を科すまでには至らないと判断させていただいたものでございます。

(質) 体罰というふうには認定されているわけですか。

(答 教職員課) その通りです。

(質) 懲戒処分に当たらないのはなんでなんですか。直接行使していないからですか。

(答 教職員課) 今回の件はそういうことではあるんですけども、事案によっても、体罰の中身とか程度とかいろいろあると思いますので、全てそういうことをしているというわけではなく、今回はこの判断をさせていただいたということでございます。

(質) そもそも今回の体罰であったり、飲酒の件で、そもそも教育委員会の中で公表しようという考えはなかったんでしょうか。

(答) それは、この案件について公表しようということではありませんでした。たぶん各県も同じなんですけど、地方公務員法上の戒告以上の処分を公表していると。しなさいといわれているわけではないんですけど、懲戒処分については公表していくけれども、それより下位のレベルというか、そういうふうに判断したものについては、ずっと従来からしてこなかったの、これについてはしようと、そういうことについては考えておりませんでした。それがいいのかどうかも含めて、前向きに検討し、こういう事案があつてですね、保護者の方、それから生徒の方にも本当に不安を与えてしまうようなことでもございましたので、そのことについては、考え直さなければいけないということがありましたので、個別にもう少し検討させていただきたいと思っております。

○臨時労務員の逮捕について

(質) 櫻井さんの件ですけども、校内の環境整備を行うとあるんですが、具体的に何をやっているんですか。

(答 教職員課) 庭木の剪定とか、学校内の清掃とか、何かの部品の交換とか、そういうことをさせていただいております。

(質) 毎日出勤される方なんですか。

(答 教職員課) 基本的にはそうですね。1年をとおして11か月雇用しております、ひと月雇用を空けた後、また任用というのを繰り返すというケースでございます。

(質) さっき学校側は気付いていなかったという印象を受けたんですけど、その日は出勤されていなかったんですか。

(答 教職員課) そうです。朝は出勤されていなかったと聞いております。

(質) 原因は分からなかったということですか。

(答 教職員課) お休みをするという連絡はあったと聞いております。

(質) 特にこれまでこういったような不祥事というのはなかった方なんですか。

(答 教職員課) 聞いておりません。

○夏休み明けの生徒への対応について

(質) 夏休みが明けて、生徒さんとかにとって、いろいろ不安な時期なんですけども、あんまりよくない事案とかですね、そういうのは特に耳に入っていないですか。

(答) それは、聞いておりません。聞かれてもいないことなんですけど、教育委員会からも電車のホームへ行ったりとか、そういうところにも声をかけに行ったりしています。ものすごく細心の注意を払わなければならない時期というのは思っていますので、そういうことをやっていますし、今のところ県立、小中合わせてそういった報告というのは、今のところ一切聞いておりません。

○臨時労務員の逮捕について

(質) 櫻井さんの件に戻るんですけど、この方はいつからここで勤務されているんですか。

(答) 平成17年の10月からです。2月がお休み期間です。1月31日まで勤務して、3月1日から翌年度の1月31日まで、11か月間です。その繰り返しで、17年からということですが。

(質) 相次ぐ不祥事で、教職員の方に再発防止の徹底を図るということで取組を進めてきたわけですが、教諭以外の人にもそういう考えは浸透していたんですか。

(答) 臨時労務員も含めてですね。内容には入っていますが、私自身が校長から一人ひとりの教職員にという中で、臨時労務員まで自分で意識して言っていたかどうか、もっと徹底させなければいけなかったと反省しているところですので、校長から事務あるいは事務長を通じて、そこまで具体的に指示をしないといけなかったと思っています。

(質) 今回の事案は体罰や万引きと異なって、この人が所有していた土地の関係ですが、こういった容疑で逮捕されているわけですから、こういった事案にも対応せざるを得ない、徹底を図っていかなければいけないと思いますが、どうでしょうか。

(答) 先ほども申し上げましたが、教職員だけではなく、社会生活を送る者として、人間として基本的なことの徹底を言わなければいけないと、再認識したところです。学校あるいは県教委において、この人がそういうことをしていた事実は知りようがないですが、自覚を促すように取り組まなければならないと思ったところです。子どもに関わるということだけでなく、絶対になくさなければならないことなので。難しいかもしれませんが、そこを含めてやっていかなければならないと思っています。

(質) 公表の話ですが、検討しているというのは何が要因で検討せざるを得ないのですか。懲戒以下のものでも公表しなければならないことを検討する理由とは何でしょうか。

(答) 法上の処分か否かに関わらず、生徒や保護者のみなさんにとっては、自分や自分の子どもがという思いがありますので、処分の重い軽いに関わらず、もちろんどこまでというのはあるのですが、県民のみなさんに、教職員が信頼を損ねることを行ったと、きちつとご説明する必要があるのではないかとということで、前向きに検討するということです。

(質) 単純に公表しなければならない案件は、処分を重くするというのではなくてですか。

(答) 法上の処分はかなり重いことですので、処分を重くするというのではなく、処分に至らない案件についても、こういう事実があったということは、生徒や保護者の皆さん

からすれば当たり前のことと思われることもあると思いますので、そこをどうするかということを検討しているところです。

(質) かなり難しい気がしますけどね。個別ケースで、これは公表して、これは公表しないというのは。

(答) 事案が全て異なりますので、簡単にはいかないと思いますが。ただ、法上の処分はかなり重いということがありますので。

(質) 例えば、体罰は全て公表するというような明確な基準があればいいですが、具体的な基準が何もない事案はどうするのですか。

(答) そういうことも含めて、今、検討している最中です。

定例会に関する質疑

○訴えの提起について

(質) 定例会の非公開の報告で8月22日に審議されたもので、訴えにかかる専決処分ですが。

(質 福利・給与課) 議案第33号のことでしょうか。議会に出す前で、非公開で審議させていただいたもので、内容については控えさせていただきたいと思います。

(質) 議案第33号は、どんなものですか。

(答) 処分ではありません。教職員だった人が退職してから、県に対してお金を返さなければならぬのですが、一定期間、督促等もしてきたところ返せない状況が続いているので、それに対して訴えを提起するものです。すみませんが、議会に出す前です。

(以上) 16時33分 終了